

別表 第1 加入金徴収基準及び払込みの方法

1. 加入金徴収基準

区 分	金 額 (円)
一般会員	2,000円以上
幸手市中規模小売店舗活動に関する届出要綱に規定されている300㎡以上の店舗（中・大型店）	諸般の経緯によりては、理事会の議を経て協賛金を徴収することが出来る

2. 加入金の払込み方法

本会窓口にて申込み時に現金払い

別表 第2 会費の徴収基準、払込み方法及び納期

1. 会費徴収基準

会員会費			中・大型店会費	
区 分 (人)	金額(円・半期あたり)		区 分	金 額
	法人・白色会費	個人青色会費		
従業員 0	3,000	3,500	幸手市中規模小売店舗活動に関する届出要綱に規定されている300㎡以上の店舗。 但し、特例として地元資本による上記店舗は理事会の審議を経た機関で審議する。	㎡当たり 月7円
〃 1～5	5,000	5,500		
〃 6～9	6,500	7,000		
〃 10～29	13,000	13,500		
〃 30～49	16,900	17,400		
〃 50～99	23,400	23,900		
〃 100～199	32,500	33,000		
〃 200以上	45,500	46,000		

2. 会費の払込み方法

市内金融機関 口座振替 又は 現金払い

(市内金融機関＝埼玉りそな・幸手／武蔵野銀行・幸手・杉戸高野台／栃木銀行・幸手／埼玉縣信用金庫・幸手)

3. 会費の納期

上半期(4月～9月) → 6月会費納期(6月20日)
 下半期(10月～3月) → 10月会費納期(10月20日)

(注) 上記会費一覧表は、半期あたりの金額表示になっております。例えば、青色申告で家族従業員のみの場合(従業員0人)の場合は、3500円の年2回引落し→年会費7000円となります

(お願い)届出の内容に変更があった場合には、速やかに商工会へ申し出下さい
 連絡先電話番号／0480-43-3830(幸手市商工会)